

平成27年第8回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年8月10日					
招集の場所	嘉麻市嘉徳生涯学習センター夢サイトかほ(大会議室)					
開閉会日時 及び宣言	開会 平成27年8月10日 13時 30分	開会宣言	副会長 山本 隆則			
	閉会 平成27年8月10日 14時 47分	閉会宣言	副会長 山本 隆則			
付議案件	① 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第32号 農地法第5条の許可に係る転用計画の変更申請について ③ 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ④ 議案第34号 農用地利用集積計画(案)について(利用権設定) ⑤ 議案第35号 農用地利用配分計画(案)について(中間管理事業) ⑥ 議案第36号 農業振興地整備計画の変更(案)に関する意見について ⑦ 通知第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 28 名			欠席 2 名		
議事録署名委員	5 番	萬 田 紀 男	6 番	松 隈 勝 久		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	大 里 芳 明	係長	松 尾 典 子		
	係	加 藤 直 子				
招集委員及 び出席並び に欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	大 里 廣	○	16	有 田 廣 志	○
	2	田 中 末 勝	○	17	浅 田 正 子	○
	3	坂 口 政 義	×	18	梅 永 茂 美	○
	4	権 藤 春 義	○	19	縄 田 誠 一	○
	5	萬 田 紀 男	○	20	小 山 修	○
	6	松 隈 勝 久	○	21	熊 本 富 美 男	×
	7	齋 藤 英 俊	○	22	梶 原 徳 幸	○
	8	佐 藤 勝	○	23	秋 穂 勝 伸	○
	9	大 里 健 次	○	24	大 田 好 一	○
	10	有 吉 重 敏	○	25	廣 方 悟	○
	11	山 上 学	○	26	中 嶋 廣 東	○
	12	岡 本 喜 久 生	○	27	大 里 善 文	○
	13	山 口 朝 光	○	28	松 岡 茂 美	○
	14	山 田 政 秋	○	29	山 本 隆 則	○
15	豊 田 武	○	30	永 水 修 一	○	

第8回嘉麻市農業委員会総会（平成27年8月10日）

事務局長 定刻になりました。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてください。本日の出欠状況をご報告いたします。在任委員30名中、出席者28名、欠席者2名、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立いたしますのでご報告いたします。

事務局 【配布資料の確認】

事務局長 【資料の訂正について】

事務局長 それでは、開会宣言を副会長にお願いいたします。

副会長 只今から平成27年第8回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

【農業委員憲章朗読】

事務局長 それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 それでは、ご挨拶を申し上げます。7月の29日に報道でようやく梅雨があけましたということを書いていましたけども、その後途端に猛暑日がずっと続いて今日に至っています。作物につきましては大変生き生きとした状況になっていると思いますけども、畑作についてはちょっと水分が足りなくなりつつあるのではないかというふうに見受けられます。陰暦で8月は葉月、葉っぱの月といいます。植物は葉っぱを太陽に向けて展開し、根は地中をめぐるせ生育の一番盛んな時でございます。全国的に農地パトロールの統一期間ということになっておりまして、8月から11月までをその期間として全国的にしましようという運動をしているところでございますが、嘉麻市の農業委員会も既に農地パトロールが始まっております。されましたところにつきましては、ご苦労様でございましたという事で感謝申し上げますが、これから8月中にあと数回それから、9月から沢山計画されております。そのように後で事務局のほうでまた説明があると思いますけど、一覧表も出ているところでございます。そこで、遊休農地やパトロールの途中に違反転用または、何か土砂が捨てられているとかそういう所を発見されたらそれも挙げていただいて事務局に記録してもらおうようにしてほしいと思います。さて、TPPのことについて、若干触れておきたいと思いますが、7月28日から31日まで、ハワイのオアフ島という所で12カ国の閣僚が集まりまして協議をされておりましたけども、結論として合意見送りということになりました。しかもこの8月中に閣僚会議をしようというような報道もありましたけども、結局はされないということで、放っておくと破棄になってしまいますと、それぞれの国でそれぞれの国の事情でまとまらないといいますか、反対でてくるだとか基準が少ないだとかになるかもしれませんけども、日本の農産物についてはだいたい交渉の中身は煮詰まっております、何時OKというのが出ないとも限らない。それで、緊張感を持って注視しておく必要があるというふうな報道されております。先日8月8日の全国農業会議所の新聞ということで、農業会議所の会長さんが談話を発表しております。後で8月8日の新聞を見て欲しいと思います。2面だったと思いますので要約して書

会長挨拶	<p>ているんです。それから国内のニュースとしましては、15年産の過剰作付け、米の過剰作付けがほぼ解消される。久しぶりに全国的に1万ヘクタールは最終的にはオーバーするのではないかということなんですけども、大部分の県が過剰作付けはなくなったということでございます。それは飼料米であるとかその他の作物への転作がなされたからだと思われま。その結果原価の下落の歯止めになればいいなというふうに期待されているところであります。それでは、次に市長より市の職員の方をお願いということで、文書が来ておりましたのでお伝えしておきます。我々も外局といいますか特別行政委員会ということで、直接市の職員ではございませんけども、市の関係者ということでございますので、お伝えしておきます。1番に信用失墜行為の無いようにしてほしいということです。2番目には、利害関係者からの贈答品の收受と市民からの疑惑不信を招くような行為をしないほしい。3番目には交通規則の遵守、特に飲酒運転は重大な事故につながる危険性がありますので、絶対に運転しなくて良いというまでは、飲酒はしないほしいという伝達といいますか注意でした今日も大変な暑さでございますけども、季節は次々移ろいで行きますので、後1ヵ月もすれば次の農業委員会の総会の頃には少しは秋の気配が感じられる様な季節になると思われま。それまでは、一番暑いときでございますので身体を労わりながら活躍されることを節をお願いするところであります。それでは、本日もいろいろと審議の内容がございますので、よろしく願いをいたしまして、会長の挨拶といたしま。では、よろしく願いいたしま。</p>
議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員さんについて、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ございませんでしょうか。</p>
会場	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>それでは、本日の署名委員に5番委員さんと6番委員さんをお願いし、書記を加藤主査に執らせま。それでは、付議案件に入ります。議案第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしま。事務局の説明をお願いしま。</p>
事務局	<p>それでは、1ページをお願いいたしま。</p> <p>【議案第31号の表紙朗読】</p> <p>今月は、農地法第3条関係におきまして、2件の申請が出ております。それでは、2ページをお願いいたしま。</p> <p>【農地法第3条関係審議表番号1の内容朗読】</p> <p>この申請は、譲受人〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇氏より無償譲渡で取得するものであります。下限面積の要件はクリアしており、周辺地域との関係も特に問題無いと思われま。又、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまが、ご審議よろしく願いいたしま。資料として、3ページに位置図を添付してあります。以上でございます。</p>
議長	<p>只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。</p>

13 番委員 はい。会長。

議 長 はい。どうぞ。

13 番委員 13 番です。これは先月の総会の農地法第 3 条関係審議表であがっておりました〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏のこれは交換でございますが、〇〇〇〇氏が下限面積の関係で一緒に出せなくて今回〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏に 770 m² 〇〇〇〇492-1 を無償で渡すという形です。次のページを見ていただくと今申請地が斜線で引いていますが、その下に長くあるのが〇〇〇〇氏の持ち田でございます。一緒にしてからこの左が長くて、左側が土手になっております。法面になっておりますので、今コンバインと機械とでやっと届くくらい、もの凄くやりにくい形で、この咽口を交換して効率化を図りたいという形で、〇〇氏より〇〇氏に相談し〇〇〇〇氏は先月かかっていた 1400 m²、一反 4 セぐらいあるわけですが、半分ぐらいでも変えて作業をやりやすいようにしたいということで、あがっておりますので、皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 有難うございました。只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、審議番号 2 番の説明を事務局お願いいたします。

事 務 局 続きまして、4 ページをお願いいたします。
【農地法第 3 条関係審議表番号 2 の内容朗読】
この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。下限面積の要件はクリアしており、周辺地域との関係も特に問題無いと思われれます。又、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料として、5 ページに位置図を添付しております。以上でございます。

会 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の 11 番委員さんにご説明をお願いいたします。

11 番委員 11 番です。今事務局から説明があったとおりでございまして、何ら補足説明をするほどの内容ではございませんが、ただ〇〇〇〇さんは認定農業者として地元でしっ

11 番委員 かり頑張って農業されておりますし、中心的な担い手として頑張っています。今回農地を取得することで、更に農業の経営をしっかりと安定させてやっていきたいということでございます。地元としても全然何ら問題ないと考えておりますが、審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 有難うございました。只今、事務局と地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、議案第 32 号農地法第 5 条の許可に係る転用計画の変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、6 ページをお願いいたします。
【議案第 32 号の表紙朗読】
今月は、農地法第 5 条関係におきまして、変更 1 件、許可 2 件の申請が出ております。
それでは、7 ページをお願いいたします。
【農地法第 5 条関係審議表（計画変更）番号 1 の内容朗読】
この申請は、平成 10 年 12 月 1 日付けで駐車場及び資材置場として農地転用の許可があったものでございますが、今回は転用計画の変更ということでの申請となっております。添付書類として 8 ページに位置図、9 ページに付近見取図、10 ページに土地利用計画図、11 ページに経緯書兼始末書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。株式会社〇〇〇〇工業に計画を承継し、露天資材置場に変更ということで今回の申請が出ております。地元との協議も整っており変更申請上の書類も特に問題ないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の 12 番委員さんご説明をお願いいたします。

12 番委員 12 番です。今日事務局と一緒に現場に行ってみてきました。10 年に駐車場と資材置場になっておりましたけど、そのままほったらかして草が茫々になっております。それで、この際〇〇〇〇さんの方に資材置場にしてもらえば綺麗になるし、良いのではないかと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 有難うございました。只今、事務局と地区担当委員さんの説明が終わりました。本案

議 長 につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。続きまして、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、12 ページをお願いいたします。
【議案第 33 号の表紙朗読】
13 ページをお願いいたします。
【農地法第 5 条第 1 項関係審議表番号 1 の内容朗読】
この申請は、先ほどの議案第 32 号で転用計画の変更で審議・許可をいただいた案件であります。譲受人の株式会社〇〇〇〇工業代表取締役 〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏所有の田 1 筆、1,488 ㎡を所有権移転で取得し、露天資材置場で転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上特に問題無いと思われませんが、ご審議よろしくお願いいたします。資料として、14 ページに位置図、15 ページに土地利用計画図、16 ページに縦横断面図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の 12 番委員さんご説明をお願いいたします。

12 番委員 12 番です。改めて説明いたします。見てきたとおりでございます。一応今度は契約内容が所有権移転売買ということでご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 有難うございました。只今、事務局と地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようですので採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。次の案件につきましては、私が地区担当委員として補足説明をする必要がありますので、副会長さんと議長を交代いたします。

(副会長) それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。審議番号 2 番の説明を事務局にお願いいたします。

事 務 局 それでは、17 ページをお願いいたします。
【農地法第 5 条第 1 項関係審議表番号 2 の内容朗読】
この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏所有の畑 1 筆、442 m²を所有権移転で取得し、一般住宅の建設で転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上特に問題無いと思われませんが、ご審議よろしくお願いいいたします。資料として、18 ページに位置図、19 ページに現況平面図、20 ページに計画平面図、21 ページに縦横断面図、22 ページ・23 ページに平面図、24 ページに立面図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。(副会長)

30 番委員 説明いたします。これも、事前に事務局の方と関係の副会長さんだとかと一緒に見て回りましたが、事務局の説明を通してそれからこれをお買いになるといところの事務所の方がお見えになりまして説明を受けました。適当という事だと思いますのでご審議方お願いいたします。

議 長 只今、事務局と並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、(副会長) ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようですので採決に入りたいと思います。本案について、賛成(副会長) の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件であります(副会長) ので、県に進達したいと思います。ここで、会長と議長を交代させていただきます。

議 長 副会長さんありがとうございました。続きまして、議案第 34 号農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、25 ページをお願いいたします。
【議案第 34 号の表紙朗読】
本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。

事務局 それでは、26 ページをお開きください。
今月は 26・27 ページに記載しておりますように、新規で山田地区 1 件 4 筆 4,532 ㎡、稲築地区 1 件 1 筆 2,149 ㎡、碓井地区 2 件 4 筆 4,585 ㎡、嘉穂地区 5 件 40 筆 60,661 ㎡、28 ページに中間管理事業を利用した利用権設定、2 件 7 筆 8,690 ㎡の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、質問がないようですので採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。続きまして、議案第 35 号農用地利用配分計画（案）について（中間管理事業）を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、29 ページをお願いいたします。
【議案第 35 号の表紙朗読】
本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。それでは、30 ページをお開きください。議案第 34 号で決定いたしました中間管理事業を利用した利用権設定、2 件 7 筆 8,690 ㎡の利用配分計画（案）であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、質問がないようですので採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。続きまして、議案第 36 号農業振興地域整備計画の変更（案）

議長 に関する意見を求められておりますので、そういう案件でございますが、12番委員さんは、この案件につきまして関係が深いといひましようか、農業委員会法に関する法律第24条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。という項目がございますので、すみませんが一時退席をしてくださるようお願いいたします。

(12番委員退席)

では、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、31ページをお願いいたします。

【議案第36号の表紙朗読】

本件については、市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。33ページをお開きください。

今回、ここに記されているように、嘉穂地区・山田地区におきまして農業振興地域整備計画の変更が5件出されており、整理番号1番と2番は農業振興地域からの除外、3番から5番は農業振興地域への編入となっております。本件は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、先に開かれまして嘉麻市農業振興地域整備促進協議会の審議の可決を経て、市長部局より農業委員会に意見を求められているものでございます。

【農業振興地域整備計画変更案の内容について説明】

資料として、35ページから44ページに関係書類を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりましたが、本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。1番は322の国道の替わりに住宅を造る・2番目は畑から宅地にしたいということです。3・4・5は中山間地域の直接支払を申請するための地域指定を変えるということです。よろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、正式に意見が求められていますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 有難うございました。賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。続きまして、通知第8号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、45ページをお願いいたします。

【通知第8号の表紙朗読】

今月は2件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております、46ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議 長 この件につきましては、報告のみでございますので、次に入らせていただきます。
その他の事項につきまして事務局からお願いいたします

事 務 局 それでは、事務局からお知らせいたします。
【次回総会開催日について】
【農地パトロール実施予定表について】
【農業委員業務必携の配布について】
事務局からは以上でございます。

13番委員 お尋ね。農地パトロールの協力委員への連絡は委員会の方からされるのですか。

事 務 局 協力委員さんへの連絡は各班の班長さんから連絡して頂くようになっております。

事務局長 【農業委員さんの初盆会について】

議 長 よろしいでしょうか。何か質問はないでしょうか。

会 場 ありません。

議 長 それでは、これですべての議事が終わりました。有難うございました。

事務局長 それでは、閉会の言葉を副会長にお願いいたします。

副 会 長 これをもちまして、第8回農業委員会総会と閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

5 番 委 員

6 番 委 員
